

議案第47号

財産の取得について（追認）

下記のとおり財産の取得について、石岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年石岡市条例第59号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 件 名 | グループウェアシステム借上【債務負担行為】 |
| 2 取得する財産 | グループウェアシステム
仮想サーバシステム 1式 |
| 3 契約の方法 | 条件付き一般競争入札による契約 |
| 4 契約金額 | 金17,470,200円 |
| 5 契約の相手方 | 茨城県取手市取手2-11-8
株式会社 大崎コンピュータエンヂニアリング
茨城営業所
所長 鳥山照正 |

令和8年2月24日 提出

石岡市長 谷島洋司